情報・システム研究機構職員給与規程

（平成１６年　４月　１日
制　　定）
最近改正　令和　７年　３月１８日

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は，情報・システム研究機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 27 条の規定に基づき，職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与の種類，計算期間及び支給日）

第２条　職員の給与の種類，計算期間及び支給日は，次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
（１）　基本給 （２）　諸手当 基本給の調整額 管理職手当 初任給調整手当 都市手当 広域異動手当 扶養手当 住居手当 単身赴任手当 CSIRT手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日（ただし，その日が日曜日に当たるときは，15日，その日が土曜日に当たるときは，16日，その日が月曜日で休日に当たるときは，18日）
航空手当 極地観測手当 時間外勤務手当 休日給 在宅勤務手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日（ただし，その日が日曜日に当たるときは，15日，その日が土曜日に当たるときは，16日，その日が月曜日で休日に当たるときは，18日）
期末手当 勤勉手当		６月30日及び12月10日（ただし，その日が日曜日に当たるときは，前々日，土曜日に当たるときは，前日）
寒冷地手当	一の年の11月から３月まで	その月の17日（ただし，その日が日曜日に当たると

		きは15日，その日が土曜日に当たるときは，16日，その日が月曜日で休日に当たるときは，18日）
通勤手当		別に定める支給単位期間に係る最初の月の17日（ただし，その日が日曜日に当たるときは15日，その日が土曜日に当たるときは，16日，その日が月曜日で休日に当たるときは，18日）
競争的研究費特別手当		10月17日又は２月17日（ただし，その日が日曜日に当たるときは，15日，その日が土曜日に当たるときは，16日，その日が月曜日で休日に当たるときは，18日）

２　前項にかかわらず，就業規則第２条第３項に定める外国人研究員の給与の種類は，情報・システム研究機構外国人研究員の就業に関する規程の定めるところによる。

（給与の支払い）

第３条　職員の給与は，通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし，法令又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 24 条に基づく協定に定めるものは，これを給与から控除して支払うものとする。

２　前項の給与は，原則として，職員の預貯金口座に所要金額を振り込むことによって支払う。

３　業務について生じた実費の弁償は，給与には含まない。

（日割計算等）

第４条　新たに職員となった者には，その日から基本給を支給する。基本給の月額に異動を生じた者には，その日から新たに定められた基本給を支給する。

２　職員が退職し，又は解雇された場合には，その日までの基本給を支給する。

３　職員が死亡により退職した場合には，その月までの基本給を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により，基本給を支給する場合であって，その月の初日から支給するとき以外のとき，又はその月の末日まで支給するとき以外のときは，その給与額は，その月の現日数から情報・システム研究機構に勤務する職員の勤務時間，休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第 10 条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

５　前４項の規定は，基本給の調整額，管理職手当，初任給調整手当，都市手当及び広域異動手当の支給について準用する。

（給与の即時払い）

第５条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合に，本人又は権利者の請求があったときは，第２条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし，給与を受ける権利に係争があるときには，この限りではない。

一　退職し，又は解雇されたとき

二　本人が死亡したとき

（非常時払い）

第６条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合で，かつ本人から請求があったときは，第２条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

一　本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚，出産若しくは葬儀の費用にあてるとき

二　本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき

三　本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき

四　その他特に必要と認めたとき

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第７条　第 22 条，第 33 条及び第 34 条に規定する勤務１時間当たりの給与額は，基本給，基本給の調整額，管理職手当，初任給調整手当，都市手当，広域異動手当，CSIRT 手当及び寒冷地手当（都市手当及び広域異動手当については算出の基礎から扶養手当を除く。）の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

２　前項の規定にかかわらず，第 33 条及び第 34 条に規定する勤務１時間当たりの給与額は，当該勤務が，航空手当，極地観測手当又は在宅勤務手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は，当該勤務に係る勤務１時間当たりの手当の額（１日単位で支給されるものにあっては，その額を７．７５で除した額）を，前項の規定による額に加算した額とする。

（端数計算）

第８条　前条に規定する勤務１時間当たりの給与の額を算定する場合において，その額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，50 銭以上１円未満の端数を生じた場合はこれを１円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第９条　この規程により計算した各給与の種類別の確定金額に１円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。

第２章　基本給

（基本給）

第 10 条　基本給は基本給表に定める級号と基本給月額により支給する。

（基本給表の種類）

第 11 条　基本給表の種類は，次の各号に掲げるとおりとする。

一　一般職基本給表（別表第１）

イ　一般職基本給表（一）

ロ　一般職基本給表（二）

二　医療職基本給表（別表第２）

三　教育職基本給表（別表第３）

四　指定職基本給表（別表第４）

（初任給）

第 12 条　新たに採用する者の初任給は，その者の学歴，免許・資格，職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

第 13 条　従事する職務に応じ，かつ，総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第 14 条　就業規則第 23 条第１項の規定により降任したときは，下位の級に降格させることができる。

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

第 15 条　職員を基本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には，その異動後の職務に応じ，決定する。

（基本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第 16 条　職員を基本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は，その異動後の職務に応じ，決定する。

（昇給）

第 17 条　職員（指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は，次条で定める日に，同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

２　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号数は，同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号数を４号（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの，医療職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が３級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上であるものにあっては，３号）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

３　55 歳を超える職員に関する前項の規定の適用については，同項中「４号（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの，医療職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が３級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を

受ける職員でその職務の級が５級以上であるものにあっては，３号)」とあるのは，零とする。

４　職員の昇給はその属する職務の級における最高の号を超えて行うことはできない。

（昇給の時期）

第 18 条　前条の規定による昇給の日は，毎年１月１日とする。

（表彰等による昇給）

第 19 条　職員が就業規則第 39 条第１項第１号，第３号及び第４号の規定に該当し表彰された場合その他勤務成績が特に良好である場合等においては，第 17 条及び前条の規定にかかわらず，昇給を行うことができる。

第３章　給与の特例等

（休職者の給与）

第 20 条　職員が業務上負傷し，若しくは疾病にかかり，又は通勤により負傷し，若しくは疾病にかかり，就業規則第 15 条第１項第１号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは，その休職の期間中，給与の全額（労基法第 76 条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）第 14 条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

２　職員が結核性疾患にかかり，病気休職にされたときは，その休職の期間が満２年に達するまでは，基本給，基本給の調整額，扶養手当，都市手当，広域異動手当，住居手当及び期末手当（以下この条において「基本給等」という。）のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

３　職員が前２項以外の心身の故障により，病気休職にされたときは，初めに休職した日から引き続いた期間又は同一若しくは同種疾病によるものが断続的に行われた期間（一の休職から復帰した後１年以内に再び休職となる期間に限る。）を合算した期間が満１年に達するまでは，基本給等の 100 分の 80 を支給することができる。

４　職員が刑事事件に関し起訴され，就業規則第 15 条第１項第２号の規定による休職にされたときは，その休職の期間中，基本給等の 100 分の 60 以内を支給することができる。

５　職員が就業規則第 15 条第１項第３号の規定に該当し休職にされたときは，その休職の期間中，基本給等の 100 分の 70 以内（業務上の災害若しくは労災保険法第７条第２項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは，100 分の 100 以内）を支給することができる。

６　職員が就業規則第 15 条第１項第４号の規定による休職にされたときは，その休職の期間中，基本給等の 100 分の 70 以内を支給することができる。

７　職員が就業規則第 15 条第１項第６号の規定に基づき，情報・システム研究機構休職に関する規程第５条の規定による役員兼業休職にされたときは，その休職の期間中，基本給等の 100 分の 100 以内を支給することができる。

８　休職にされた職員には，他の規程に別段の定めがない限り，前７項に定める給与を除く外，他のいかなる給与も支給しない。

（育児休業等に係る給与）

第 21 条　情報・システム研究機構職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）及び情報・システム研究機構職員の介護休業等に関する規程（以下「介護休業等規程」という。）に基づき，育児休業の申出をして承認された職員又は介護休業を申し出た職員の当該育児休業又は介護休業に係る期間は給与を支給しない。

２　育児休業等規程第 12 条に規定する育児部分休業を申し出て承認された職員，又は介護休業等規程第 12 条に規定する介護部分休業を申し出た職員の当該育児部分休業又は介護部分休業にかかる時間は，給与を支給しない。

（自己啓発等休業に係る給与）

第 21 条の２　情報・システム研究機構職員の自己啓発等休業に関する規程（以下「自己啓発等休業規程」という。）に基づき，自己啓発等休業をしている職員の当該自己啓発等休業に係る期間は給与を支給しない。

（配偶者同行休業に係る給与）

第 21 条の３　情報・システム研究機構職員の配偶者同行休業に関する規程（以下「配偶者同行休業規程」という。）に基づき，配偶者同行休業をしている職員の当該配偶者同行休業に係る期間は給与を支給しない。

（給与の減額）

第 22 条　職員が勤務しないときは，勤務時間等規程第 16 条に規定する休暇又は同規程第 12 条の規定によりその勤務しないことについて承認があった場合を除き，第７条に規定する勤務１時間あたりの給与額に勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

２　前項の規定にかかわらず，一の負傷又は疾病による病気休暇等（次に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置をいう。以下同じ。）が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して 90 日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続く勤務しない期間における当該病気休暇等の日（１回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき，基本給及び基本給の調整額の半額を減ずる。

一　生理日の就業が著しく困難な場合

二　業務上負傷し，若しくは疾病にかかり，又は通勤により負傷し，若しくは疾病にかかった場合

三　情報・システム研究機構安全衛生管理規程第 15 条第５項の事後措置を受けた場合

３　一の負傷又は疾病が治癒し，他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては，当初の病気休暇等の開始の日から起算して 90 日の引き続き勤務しない期

間を経過した後の引き続く勤務しない期間における病気休暇等の日につき，基本給及び基本給の調整額の半額を減ずる。

４　前２項の適用については，生理休暇等の期間（生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休日その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む）及び引き続き勤務しない（生理休暇等の期間が，この項の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる場合は含まれないものとする。）期間が８日以上の期間（当該期間における休日以外の日数が４日以上である期間に限る。）にわたる職員（この項の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる職員を含む。）が，引き続く勤務しない期間の末日の翌日から勤務時間等規程第 21 条第２項に規定する実勤務日数が 20 日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続く勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間の前後の勤務しない期間は，引き続いているものとする。

５　第２項から前項までの勤務しない期間には，病気休暇等の日（１日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか，当該療養期間中の勤務時間等規程第 10 条に規定する休日その他の勤務しない日（年次休暇及び特別休暇を使用した日並びに１日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み，生理休暇等の日，生理休暇等の日の間にある休日その他の病気休暇等の日以外の勤務しない日及び１日の勤務時間の一部に育児休業等規程第 12 条に規定する育児部分休業がある日であって，当該勤務時間のうち，当該育児部分休業以外のすべての勤務時間を勤務した日を除く。）が含まれるものとする。

第４章　諸手当

（基本給の調整額）

第 23 条　基本給の月額が，職務の複雑，困難若しくは責任の度又は勤労の強度，勤務時間，勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは，その特殊性に基づき，適正な調整を行うことができる。ただし，指定職基本給表の適用を受ける者を除く。

２　前項の規定により基本給の調整を行う職は，別表第５の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

３　職員の基本給の調整額は，当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第６に掲げる調整基本額にその者に係る別表第５の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

第 24 条　管理職手当は，管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する。ただし，指定職基本給表の適用を受ける職員については，基本給月額に管理職手当相当額を含むものとし，管理職手当を支給しない。

２　管理職手当の月額は，当該職員に適用される基本給表別並びに職務の級及び適用区分

に応じ次の表に定める額とする。

イ　一般職基本給表（一）

職務の級	適用区分	手当額
10級	Ⅰ種	139,300円
９級	Ⅰ種	130,300円
	Ⅱ種	104,200円
８級	Ⅰ種	117,100円
	Ⅱ種	94,000円
	Ⅲ種	82,200円
７級	Ⅱ種	88,500円
	Ⅲ種	77,400円
	Ⅳ種	66,400円
６級	Ⅲ種	72,700円
	Ⅳ種	62,300円
	Ⅴ種	51,900円
５級	Ⅲ種	69,400円
	Ⅳ種	59,500円
	Ⅴ種	49,600円
４級	Ⅳ種	55,500円
	Ⅴ種	46,300円

ロ　教育職基本給表

職務の級	適用区分	手当額
５級	Ⅰ種	133,600円
	Ⅱ種	106,900円
	Ⅲ種	93,500円
	Ⅳ種	80,200円
	Ⅴ種	66,800円
	Ⅵ種	42,800円
	Ⅶ種	32,100円
	Ⅷ種	21,400円
４級	Ⅲ種	80,300円
	Ⅳ種	68,800円
	Ⅴ種	57,300円
	Ⅵ種	36,700円
	Ⅶ種	27,500円

	Ⅷ種	18,300円

３　前項の適用区分に該当する職員は，機構長が定めるところによるものとする。

４　第２項に規定する管理職手当の月額は，当該職員の属する職務の級における最高の号の基本給月額の 100 分の 25 を超えてはならない。

５　第２項に規定する管理職手当の月額は，所定の勤務時間（第 33 条第１項に規定する所定の勤務時間をいう。）を超えて勤務した場合及び休日に勤務した場合における賃金相当額を含むものとする。ただし，当該勤務が深夜に及んだ場合を除くものとする。

６　第１項の規定にかかわらず，管理又は監督の地位にある職を占める職員の事務代理を命ぜられている者については，その職務にある期間，当該管理又は監督の地位にある職を占める職員と同じ区分の管理職手当を支給することができる。

（初任給調整手当）

第 25 条　初任給調整手当は，次の各号に掲げる職に新たに採用された職員（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）に，当該各号に掲げる範囲内の額を，採用の日から 35 年以内の期間，採用の日から１年を経過するごとにその額を減じて支給する。

一　医療職基本給表の適用を受ける職　月額 185,000 円

二　医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし，かつ，採用による欠員の補充が困難であると認めた職で，国立遺伝学研究所ゲノム・進化研究系人類遺伝研究室に所属するもの　月額 51,600 円

２　在職する職員のうち，新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には，前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

３　第１項各号に規定する初任給調整手当の月額は，採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第７に掲げる額とする。この場合において，学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が４年（医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては６年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し，かつ，同課程の所定の期間を経過した日から３年以内の職員を除く。）に対する同表の適用については，採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（１年に満たない期間があるときは，その期間を１年として算定した期間）に相当する期間，初任給調整手当が支給されていたものとする。

４　初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第 15 条の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する別表第７の適用については，当該休職の期間（第 20 条第１項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は，同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

５　第１項又は第２項に規定する職員となった者のうち，これらの職員となった日前にこの規程による初任給調整手当，一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95

号。以下「給与法」という。）に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当すると認めた手当（以下この項において「初任給調整手当等」という。）を支給されていたことのある者で第３項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が 35 年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は，同項の規定による支給期間のうち，その超えることとなる期間に相当する期間，初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（扶養手当）

第 26 条　扶養手当は，扶養親族のある職員に対して支給する。ただし，指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

２　前項に定める扶養親族は，次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし，扶養手当の月額は，同表に定める額の合計額とする。ただし，平成 29 年４月１日から平成 32 年３月 31 日まで間における同表に定める額は別に定める。

対象者		手当額
満22歳に達する日以後最初の３月31日までの間にある子		１人につき 11,500円
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	下記以外の職員の場合	3,000円
	一般職（一）８級及び教育職５級の職員の場合	不支給
	一般職（一）９級以上の職員の場合	不支給
・満60歳以上の父母及び祖父母 ・満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹及び孫 ・重度心身障害者	下記以外の職員の場合	6,500円
	一般職（一）８級及び教育職５級の職員の場合	3,500円
	一般職（一）９級以上の職員の場合	不支給

３　扶養親族となる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の４月１日から満 22 歳に達する日後の最初の３月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は，前項の規定にかかわらず，5,000 円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（都市手当）

第 27 条　都市手当は，当該地域における民間の賃金水準を基礎とし，当該地域における物価等を考慮して，別表第８の支給地域欄に掲げる地域に在勤（在宅勤務による勤務を除く。以下同じ。）する職員に支給する。

２　都市手当の月額は，基本給，基本給の調整額，管理職手当及び扶養手当の月額の合計額

に，別表第８の支給地域に応じて，それぞれ支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

３　６月を超えて都市手当の支給を受けていた職員が，支給割合のより低い地域又は支給地域とされていない地域に異動した場合，異動の日から３年間，異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合による都市手当を支給する。ただし，当該異動の日から１年を超える期間における支給割合は，異動前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合とし，当該異動の日から２年を超える期間における支給割合は，異動前の支給割合に 100 分の 60 を乗じて得た割合とする。

４　前項の適用により当該職員の異動前の支給割合が異動後の支給割合以下となるときは，その以下となる日の属する月以降は前項の規定による割合は適用せず，第２項の規定による割合とする。

（広域異動手当）

第 27 条の２　職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において，当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも 60 キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務箇所との間の距離が 60 キロメートル未満である場合であって，通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が 60 キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として機構が定める場合を含む。）は，当該職員には，当該異動等の日から３年を経過する日までの間，基本給，基本給の調整額，管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし，当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は，この限りでない。

一　300 キロメートル以上　100 分の 10

二　60 キロメートル以上 300 キロメートル未満　100 分の５

２　前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち，当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から３年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては，当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず，当該再異動等に係る広

域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

３　前２項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が，前条の規定により都市手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は，前２項の規定による広域異動手当の支給割合から当該都市手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において，前２項の規定による広域異動手当の支給割合が当該都市手当の支給割合以下であるときは，広域異動手当は，支給しない。

（住居手当）

第28条　住居手当は，次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし，手当の月額は，職員の区分に応じて同表に定める額（第１号に掲げる職員のうち第２号に掲げる職員でもあるものについては，第１号に定める額及び第２号に定める額の合計額）とする。ただし，指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

<table>
<tr><th>職員の区分</th><th colspan="2">手当額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第１号　自ら居住するため住宅（貸間を含む。第３号において同じ。）を借り受け，月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（機構，他の法人等及び国の機関により宿舎を貸与されている職員を除く。）</td><td colspan="2">次に掲げる職員の区分に応じて，それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に相当する額</td></tr>
<tr><td>イ　月額27,000円以下の家賃を支払っている職員</td><td>家賃の月額から16,000円を控除した額</td></tr>
<tr><td>ロ　月額27,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>家賃の月額から27,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が17,000円を超えるときは，17,000円）を11,000円に加算した額</td></tr>
<tr><td>第２号　第30条の規定により単身赴任手当を支給される職員で，配偶者が居住するための住宅（機構，他の法人等及び国の機関により宿舎を貸与されている宿舎を除く。）を借り受け，月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められ</td><td colspan="2">第１号の職員の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）</td></tr>
</table>

たもの	

（通勤手当）

第29条　通勤手当は，次に掲げる職員に支給する。

一　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

二　通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し，かつ，自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し，又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって，交通機関等を使用せず，かつ，自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の月額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じて，当該各号に定める額とする。

一　前項第１号に掲げる職員にあっては，支給単位期間につき，その者の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし，運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは，支給単位期間につき，150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において１箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 150,000 円を超えるときは，その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二　前項第２号に掲げる職員にあっては，支給単位期間につき，職員の区分に応じて次の表に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道５キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円

使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

三　前項第３号に掲げる職員にあっては，支給単位期間につき，運賃等相当額及び前号に掲げる額（１箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が 150,000 円を超えるときは，その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額），ただし，交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が２キロメートル未満のものである場合は，支給単位期間につき，第１号又は第２号により算出した額のいずれか支給単位期間の月数で除した額の高い額

3　第１項第１号又は第３号に掲げる職員で，新幹線鉄道等の特別急行列車，高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し，その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他これらのものとの権衡上必要があると認めたものの通勤手当の月額は，支給単位期間につき，前項の規定にかかわらず，その者の１箇月の通勤に要する特別料金等及び同項の規定による額の合計額とする。

ただし，１箇月当たりの運賃等相当額及び特別料金等の額が 150,000 円を超えるときは，前３項の規定にかかわらず，支給単位期間につき，150,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において１箇月当たりの運賃等相当額及び特別料金等の合計額が 150,000 円を超えるときは，その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，150,000 円に当該支給期間の月数を乗じて得た額）とする。

4　通勤手当を支給される職員につき，離職その他の事由が生じた場合には，当該職員に，支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して必要な額を返納させるものとする。

5　この条において「支給単位期間」とは，通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で国家公務員の例により１箇月を単位として定める期間（新幹線鉄道を利用する者の通勤手当にあっては，３箇月を超えない範囲内で国家公務員の例により１箇月を単位として定める期間）をいう。

6　前５項に規定するもののほか，通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は，給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

（単身赴任手当）

第30条　勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転及び新規採用により，住居を移転し，父母の疾病その他やむを得ない事情により，同居していた配偶者と別居することとなった職員で，当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち，単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認めた職員には，単身赴任手当を支給する。ただし，配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが，通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には，この限りではない。

２　単身赴任手当の月額は，30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては，その額に，交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離	加算額
100km以上300km未満	8,000円
300km以上500km未満	16,000円
500km以上700km未満	24,000円
700km以上900km未満	32,000円
900km以上1,100km未満	40,000円
1,100km以上1,300km未満	46,000円
1,300km以上1,500km未満	52,000円
1,500km以上2,000km未満	58,000円
2,000km以上2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

（CSIRT手当）

第30条の２　CSIRT手当は，情報・システム研究機構情報セキュリティ対策規程（以下「情報セキュリティ対策規程」という。）に基づいて次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし，手当の月額は，職員の区分に応じて同表に定める額とする。

職員の区分	手当額
情報セキュリティ対策規程第11条第３項に定めるROIS CSIRTアドバイザー	20,000円
情報セキュリティ対策規程第11条第２項第１号に該当する者	12,000円

（航空手当）

第31条　航空手当は，職員が航空機に搭乗し，次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

一　航空機乗組員として行う業務

二　操縦練習又は教育訓練

三　航空従事者の技能証明のために行う実地試験

四　航空機の検査
五　試作又は改造の航空機用機器材の実験
六　航空無線設備の検査
七　気象，地象又は水象の観測又は調査
八　水路又は陸地の測量
九　磁気探査又は核原料資源の調査
十　航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 37 条の規定による航空路の指定に関する調査等航空機の航行の安全を図るために行う調査
十一　航空法第 96 条の規定による航空交通管制業務の監査
十二　航路標識の巡察
十三　航空法第 76 条第１項各号に掲げる事故の原因を究明するための調査
十四　航空機の機体，原動機，装備及び計測制御に関する研究又は試験
十五　大気，海洋等の汚染状況の観測又は調査
十六　災害が発生し，又は発生する恐れがある場合における災害発生状況等の調査

２　前項の手当の額は，搭乗した時間１時間につき，職員の職務の級及び職員の種類に応じて次の表に定める額とする。

職務の級／職員の種類	一般職基本給表（一）４級以上の級 教育職基本給表３級以上の級	一般職基本給表（一）３級及び２級 教育職基本給表２級	一般職基本給表（一）１級 教育職基本給表１級
航空法第24条の規定による操縦士の資格を有する職員	5,100円	3,600円	2,400円
航空法第24条の規定による航空士又は航空機関士の資格を有する職員	2,400円		1,900円
航空法第24条の規定による航空通信士若しくは航空整備士	2,200円		1,500円
その他の職員	1,900円		1,200円

３　前項の規定にかかわらず，気密装置を有しない航空機によって高度 5,000 メートル以上の高空を 30 分以上飛行して行う業務に従事した時間がある場合の第１項の手当の額は，

前項に定める手当額に，当該業務に従事した時間１時間につき前項に定める額の 100 分の 30 に相当する額を加算した額とする。

４　第１項の業務のために，船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した日がある場合におけるその日の属する月の航空手当の総額は，前２項の規定により得られる額にその搭乗した日１日につき 870 円（日没時から日出時までの間において船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した場合にあっては，1,300 円）を加算した額とする。

（極地観測手当）

第 32 条　極地観測手当は，職員が南緯 55 度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。

２　前項の手当の額は，業務に従事した日１日につき，職員の職務の級に応じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあっては，当該額にその 100 分の 30 に相当する額を加算した額）とする。

職務の級		手当額
一般職基本給表（一） 教育職基本給表 医療職基本給表	７級以上の級 ５級以上の級 ４級以上の級	4,100円
一般職基本給表（一） 教育職基本給表 医療職基本給表	６級，５級及び４級 ４級及び３級 ３級及び２級	3,100円
一般職基本給表（一） 教育職基本給表 医療職基本給表	３級 ２級 １級	2,400円
一般職基本給表（一） 教育職基本給表	２級 １級	2,000円
一般職基本給表（一）	１級	1,900円

（時間外勤務手当）

第 33 条　勤務時間等規程第７条の規定により所定の勤務日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）に業務上の必要により所定の勤務時間（勤務時間等規程第４条に規定する所定の勤務時間をいう。以下同じ。）以外の時間に勤務することを命じられた職員には，所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して，勤務１時間につき，第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額の 100 分の 125（その勤務が深夜において行われた場合又はその勤務が１箇月当たり６０時間を超えて行われた場合は，100 分の 150，その勤務が深夜において，１箇月当たり６０時間を超えて行われた場合は，100 分の 175）を時間外勤務手当として支給する。ただし，第 24 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員が深夜において勤務した場合には，その勤務１時間につき，第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額の 100 分の

25を時間外勤務手当として支給する。

２　前項中「６０時間を超えて行われた場合」とあるのは，前項に定める時間外勤務手当の支給対象となる勤務時間と次条に定める休日給の支給対象となる勤務時間を合算した時間が６０時間を超えて行われた場合とする。

（休日給）

第34条　勤務時間等規程第７条の規定により同規程第10条に規定する休日（同規程第11条の規定に基づく振替により休日となった日を含み，勤務日となった日を除く。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には，勤務を命じられた全時間（同規程第11条の規定により，当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は当該休日に勤務を命じられた全時間のうち，所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間。）に対して，勤務１時間につき，第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が１箇月当たり６０時間を超えて行われた場合は，100分の150，その勤務が深夜において行われた場合は，100分の160，その勤務が深夜において，１箇月当たり６０時間を超えて行われた場合は，100分の175）を休日給として支給する。ただし，第24条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員が深夜において勤務した場合には，その勤務１時間につき，第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額の100分の25を時間外勤務手当として支給する。

２　前項の規定は，同規程第13条の規定を適用される職員にあっては，同条の規定により，休日と指定した日を休日とみなして適用するものとし，所定の勤務時間が，同規程第10条第３号から第５号に当たる日に割り振られた場合は，所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して，前項に規定する休日給を支給する。

３　前条第２項の規定は，休日給の支給に準用する。

（在宅勤務手当）

第34条の２　在宅勤務手当は，就業規則第37条の２の規定により在宅勤務を行った職員に支給する。

２　在宅勤務手当の額は，在宅勤務をした日１日につき300円とする。ただし，1箇月あたりの支給額は3,000円を上限とする。

（期末手当）

第35条　期末手当は，６月１日及び12月１日（以下この条から第37条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し，若しくは就業規則第23条第２項に該当して解雇され，又は死亡した職員（第３項第２号に定める職員を除く。）についても同様とする。

２　期末手当の額は，それぞれ基準日現在（退職し，若しくは解雇され，又は死亡した職員にあっては，退職し，若しくは解雇され，又は死亡した日現在。以下この条から第37条までにおいて同じ。）において職員が受けるべき基本給，基本給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に，

次の表（１）に定める職員にあっては，基本給及び基本給の調整額並びにこれらに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ，同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（２）に定める職員のうち指定職基本給表の適用を受ける職員を除いた職員（以下「特定幹部職員」という。）及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては，その額に基本給の月額に同表の区分に応じ，同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として，100 分の 125 を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては 100 分の 105，指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては，100 分の 66.25 を乗じて得た額）に，基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて，次の表（３）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（１）

基本給表	職務の級	加算割合
指定職基本給表		100分の20
一般職基本給表（一）	８級以上	100分の20
	７級・６級	100分の15
	５級・４級	100分の10
	３級	100分の５
一般職基本給表（二）	５級	100分の10
	４級・３級	100分の５
教育職基本給表	６級	100分の20
	５級	100分の15（別に定める職員にあっては100分の20）
	４級・３級	100分の10（職務の級４級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15）
	２級（別に定める職員に限る。）	100分の５
医療職基本給表	５級	100分の20
	４級・３級	100分の15（職務の級４級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の20）
	２級	100分の10
	１級（別に定める職員に限る。）	100分の５

表（２）

基本給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
指定職基本給表			100分の25
一般職基本給表（一）	Ⅰ種	７級以上	100分の25
	Ⅱ種		100分の15
教育職基本給表	Ⅱ種	５級	100分の15
医療職基本給表	Ⅱ種	３級以上	100分の15

表（３）

在職期間	割合
６箇月	100分の100
５箇月以上６箇月未満	100分の80
３箇月以上５箇月未満	100分の60
３箇月未満	100分の30

３　職員が次の各号の一に該当する場合は，期末手当は支給しない。

一　基準日に在職する職員のうち，次に掲げる職員

イ　無給休職者（就業規則第15条第１項第１号又は第３号から第５号までの規定に該当して休職にされている職員のうち，給与の支給を受けていない職員をいう。）

ロ　刑事休職者（就業規則第15条第１項第２号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

ハ　就業規則第40条第３号の規定により出勤停止とされた職員

ニ　育児休業等規程の規定により育児休業をしている職員のうち，基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ホ　介護休業等規程の規定により介護休業をしている職員のうち，基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ヘ　自己啓発等休業規程の規定により自己啓発等休業をしている職員

ト　配偶者同行休業規程の規定により配偶者同行休業をしている職員

二　基準日１月以内に退職し，又は解雇された職員のうち，次に掲げる職員

イ　その退職し，又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ　その退職し，又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員となった者

ハ　その退職し，又は解雇された後基準日までの間において国の機関，又は他の法人等の職員となった者（機構の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）

４　前３項の規定にかかわらず，期末手当を不支給又は一時差止めとすることが適当と認められる事由のある職員については，これを不支給とし又は一時差止めとする。

５　前４項に規定するもののほか，期末手当の支給に関し必要な事項は，給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

（勤勉手当）

第36条　勤勉手当は，基準日にそれぞれ在職する職員に対し，基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前１箇月以内に退職し，若しくは就業規則第23条第２項に該当して解雇され，又は死亡した職員（前条第３項第２号に定める職員を除く。）についても同様とする。

２　勤勉手当の額は，前項の職員が，それぞれの基準日現在において受けるべき基本給及び基本給の調整額並びにこれらに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額が，役職段階別加算額（特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては，その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に，基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて次項で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において，勤勉手当の総額は，前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては，100分の125，指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては，100分の106.25）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
６箇月	100分の100
５箇月15日以上６箇月未満	100分の95
５箇月以上５箇月15日未満	100分の90
４箇月15日以上５箇月未満	100分の80
４箇月以上４箇月15日未満	100分の70
３箇月15日以上４箇月未満	100分の60
３箇月以上３箇月15日未満	100分の50
２箇月15日以上３箇月未満	100分の40
２箇月以上２箇月15日未満	100分の30
１箇月15日以上２箇月未満	100分の20
１箇月以上１箇月15日未満	100分の15
15日以上１箇月未満	100分の10
15日未満	100分の５
零	０

３　職員の勤勉手当の成績率は，当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき，当該職員が次の表のいずれに該当するかに応じ，表の割合の範囲内において定めるものとする。ただし，指定職基本給表の適用を受ける職員の勤勉手当の成績率は，在職期間における実績等を総合的に勘案し，100分の100.25以上100分の106.25以下の割合の範囲内において定めるものとする。

	成　　績　　率	
職員区分 成績区分	特定幹部職員以外の職員	特定幹部職員
勤務成績が特に優秀な職員	124/100以上315/100以下	148/100以上375/100以下
勤務成績が優秀な職員	112.5/100以上124/100未満	133.5/100以上148/100未満
勤務成績が良好な職員	101/100	121/100
勤務成績が良好でない職員	92.5/100以下	111.5/100以下

４　職員が次の各号の一に該当する場合は，勤勉手当は支給しない。

一　基準日に在職する職員のうち，次に掲げる職員

イ　休職者（就業規則第 15 条第１項の規定により休職にされている職員（第 20 条第１項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）

ロ　就業規則第 40 条第３号の規定により出勤停止とされた職員

ハ　育児休業等規程の規定により育児休業をしている職員のうち，基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

二　介護休業等規程の規定により介護休業をしている職員のうち，基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ホ　自己啓発等休業規程の規定により自己啓発等休業をしている職員

ヘ　配偶者同行休業規程の規定により配偶者同行休業をしている職員

二　基準日１月以内に退職し，又は解雇された職員のうち，次に掲げる職員

イ　その退職し，又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ　その退職し，又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員となった者

ハ　その退職し，又は解雇された後基準日までの間において国の機関，又は他の法人等の職員となった者（機構の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）

５　前条第４項及び第５項の規定は，勤勉手当の支給について準用する。

（寒冷地手当）

第 37 条　寒冷地手当は，地域及び職員の世帯の区分に応じ，次の表に定める額を，当該地域に在勤する職員に対して支給する。

支給地域	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員（単身赴任手当を支給される職員で寒冷地に居住する扶養親族のないもの）	その他の世帯主である職員	
長野県北佐久郡	19,800円	11,400円	8,2000円

（競争的研究費特別手当）

第37条の２　競争的研究費特別手当は，競争的研究費の直接経費から研究代表者又は研究分担者（以下「研究代表者等」という。）の人件費を支出することにより確保された財源から，研究代表者等の給与水準の向上のため，当該研究代表者等が当該手当の支給を希望する場合に支給する。

２　競争的研究費特別手当の額は，原則として，研究代表者等の年間給与額に，年間を通じて研究活動に従事するエフォートを乗じて得た額とする。

（出向者の給与）

第38条　就業規則第14条及び情報・システム研究機構職員出向規程（以下「出向規程」という。）に基づき出向する職員の給与については，機構と出向機関との協議によるものとする。

２　就業規則第14条及び出向規程に基づき，機構の職員が国立大学法人等に出向し，かつ，当該職員の給与が出向先から支給される場合において，出向先の給与に関する基準が，機構の給与に関する基準を下回る場合には，出向規程の定めるところにより差額を支給するものとする。

（クロスアポイントメント制度適用者の給与）

第38条の２　情報・システム研究機構クロスアポイントメント制度に関する規程（以下「クロスアポイントメント規程）に基づき、クロスアポイントメント制度を適用する職員の給与については、機構とクロスアポイントメント規程第２条第２項に定める機関との協議によるものとする。

第５章　雑則

（雑則）

第39条　この規程の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成１６年８月１８日から施行する。

附　則

１　第２７条第３項，第２９条第３項及び第３０条第１項の規定を適用する者は，就業規則第２条に規定する職員のうち，機構内での異動等により各規定に該当することとなる者のほか，情報・システム研究機構退職手当規程第１１条第１項及び第２項の規定により，国等の機関から復帰した職員に対する退職手当の特例を適用する者，同規程第１２条第２項の規定により，他の国立大学法人等の職員が引き続いて職員となったときに他の国

立大学法人等における在職期間を通算する者及び同規程第１５条の規定により，独立行政法人等役員として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例を適用する者に限る。

２　この規程は，平成１６年１２月１０日から施行し，平成１６年４月１日から適用する。ただし，第７条第１項の改正規定の第２２条への適用については，施行日の翌月からとする。

附　則

この規程は，平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成１７年６月２７日から施行し，平成１６年１１月１日から適用する。ただし，第７条中都市手当にかかる改正規定については，平成１６年４月１日から適用する。

附　則

この規程は，平成１７年１２月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，平成１８年４月１日から施行する。

２　平成１８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は，旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において，同欄に二の職務の級が掲げられているときは，別に定めるところにより，そのいずれかの職務の級とする。

３　切替日の前日において別表第１から別表第３までの基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号（以下「新号」という。）は，次項及び附則第６項に規定する職員を除き，旧級，切替日の前日においてその者が受けていた号（以下「旧号」という。）及びその者が旧号を受けていた期間（別に定める職員にあっては，別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第２に定める号とする。

４　附則第２項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号は，新級，旧号及び経過期間に応じて附則別表第３に定める号とする。

５　切替日の前日において指定職基本給表の適用を受けていた職員の新号は，旧号に対応する附則別表第４の新号欄に定める号とする。

６　切替日の前日において別表第１から別表第３までの基本給表に定める職務の級における最高の号を超える基本給月額を受けていた職員の切替日における号又は基本給月額は別に定める。

７　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号については，その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において，別に定めるところにより，必要な調整を行うことができる。

８　切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で，その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額（平成２１年１２月１日において次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員でその号が次の表の号欄に掲げる号以外の職員である者にあっては，当該基本給月額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額とし，その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（別に定める職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。）には，平成２６年３月３１日までの間，基本給月額のほか，その差額に相当する額（平成２２年１２月１日から施行した改正規程の附則第３項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては，当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を基本給として支給する。

基本給表	職務の級	号
一般職基本給表（一）	１級	１号から56号まで
	２級	１号から24号まで
	３級	１号から８号まで
一般職基本給表（二）	１級	１号から68号まで
	２級	１号から32号まで
教育職基本給表	１級	１号から44号まで
	２級	１号から32号まで
	３級	１号から12号まで

９　切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について，同項の規定による基本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは，当該職員には，別に定めるところにより，同項の規定に準じて，基本給を支給する。

１０　切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員について，任用の事情等を考慮して前２項の規定による基本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは，当該職員には，別に定めるところにより，前２項の規定に準じて，基本給を支給する。

１１　前３項の規定による基本給を支給される職員に関するこの規定の適用については，「基本給」とあるのは「基本給と前３項の規定による基本給の額との合計額」とする。

１２　平成２２年３月３１日までの間における次の表の左欄に掲げるこの規定の適用については，これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１７条第２項	４号	３号
	３号	２号
第１７条第３項	４号	３号
	３号	２号
	２号	１号

１３　平成22年3月31日までの間における規程第27条第2項で定める割合は，附則別表第５のとおりとする。

１４　前項までに定めるもののほか，この規程の実施に関し，必要な事項は別に定める。

附　則

平成１８年４月１日から施行した改正規程の附則第８項中「別に定める職員」の下に「及び指定職基本給表の適用を受ける職員」を加える改正規程は，平成１８年１０月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，平成１９年４月１日から施行する。

２　平成２０年３月３１日までの間においては，改正後の第２７条の２第１項第１号中「１００分の６」とあるのは「１００分の４」と，同項第２号中「１００分の３」とあるのは「１００分の２」とする。

３　改正後の第２７条の２の規定は，平成１６年４月２日から平成１９年３月３１日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において，同条第１項中「当該異動等の日から」とあるのは，「平成１９年４月１日から当該異動等の日以後」とする。

附　則

１　この規程は，平成１９年１２月４日から施行し，平成１９年１２月１日から適用する。

附　則

この規程は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２０年１０月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，平成２１年４月１日から施行する。

２　国立極地研究所及び統計数理研究所の立川市への移転の日から７年間における規程第２７条第２項で定める立川市の支給割合は，附則別表第６のとおりとする。ただし，同表における移転の日以降の採用者（国家公務員からの異動者等，必要と認められる者を除く。）の支給割合は，別表第８のとおりとする。

３　国立大学法人等との人事交流協定等に基づき採用した職員において，当該異動後の都市手当の支給割合が異動の日の当日の交流元の国立大学法人等の都市手当（都市手当に相当する手当を含む。）の支給割合（以下「異動当日の交流元の支給割合」という。）に達しないこととなるときは，第２７条第２項の規定にかかわらず，当該異動の日から人事交流期間満了（人事交流協定等に定める期間を延長した場合の期間を含む。）までの間，異動当日の交流元の支給割合（異動当日の交流元の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては，改定後の交流元の国立大学法人等の支給割合）とすることができる。

附　則

１　この規程は，平成２１年６月１日から施行する。

２　平成２１年６月期に限り，改正後の第３５条第２項中「１００分の１４０」とあるのは「１００分の１２５」と，「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１１０」と，「１００分の７５」とあるのは「１００分の７０」と，改正後の第３６条第２項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の７０」と，「１００分の９５」とあるのは「１００分の８５」と，「１００分の８５」とあるのは「１００分の７５」とする。

３　平成２１年６月期に限り，改正後の第３６条第３項で定める割合は，次の表のとおりと，同項但書中「１００分の８０以上１００分の８５以下」とあるのは「１００分の７０以上１００分の７５以下」とする。

	成　　績　　率	
職員区分 成績区分	特定幹部職員以外の職員	特定幹部職員
勤務成績が特に優秀な職員	87/100以上140/100以下	106/100以上170/100以下
勤務成績が優秀な職員	77/100以上87/100未満	94/100以上106/100未満
勤務成績が良好な職員	67/100	82/100
勤務成績が良好でない職員	67/100未満	82/100未満

附　則

１　この規程は，平成２１年１２月１日から施行する。

２　平成１８年４月１日から施行した改正規程の附則第８項を改正する規程は平成２１年１２月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，平成２２年１２月１日から施行する。

２　平成１８年４月１日から施行した改正規程の附則第８項を改正する規程は平成２２年１２月１日から施行する。

３　平成３０年３月３１日までの間，職員（次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号がその職務の級における最低の号でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては，当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては，特定職員となった日。平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員で，本改正規程の施行の日において特定職員である者にあっては，同日。）以後、次の各号に掲げる給与の額から，それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一　基本給月額　当該特定職員の基本給月額（当該特定職員が第２２条第２項の規定の

適用を受ける者である場合にあっては，同項の規定により半額を減ぜられた基本給月額。以下同じ。）に１００分の１．５を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額に１００分の９８．５を乗じて得た額が，当該特定職員の属する職務の級の最低の号の基本給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては，当該最低の号の基本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、次項及び附則第５項において「最低号に達しない場合」という。）にあっては，当該特定職員の基本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号の基本給月額を減じた額（以下この項及び次項において「基本給月額減額基礎額」という。））

二　都市手当　当該特定職員の基本給月額に対する都市手当の月額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあっては，基本給月額減額基礎額に対する都市手当の月額）

三　広域異動手当　前号を準用する。

四　期末手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額（第３５条第２項に規定する役職段階別加算額の支給対象となる職員にあっては，当該合計額に，当該合計額に同項表（１）に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては，その額に，基本給月額に同項表（２）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に，当該特定職員に支給される期末手当に係る第３５条第２項本文に規定する割合を乗じて得た額に，１００分の１．５を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあっては，それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当及び広域移動手当の月額の合計額（第３５条第２項に規定する役職段階別加算額の支給対象となる職員にあっては，当該合計額に，当該合計額に同項表（１）に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては，その額に，基本給月額減額基礎額に同項表（２）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に，当該特定職員に支給される期末手当に係る第３５条第２項本文に規定する割合を乗じて得た額）

五　勤勉手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額（第３５条第２項に規定する役職段階別加算額の支給対象となる職員にあっては，当該合計額に，当該合計額に同項表（１）に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては，その額に，基本給月額に同項表（２）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第５項において「勤勉手当減額対象額」という。）に，当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第３６条第２項及び第３項に規定する割合を乗じて得た額に，１００分の１．５を乗じて得た額（最低号に達し

ない場合にあっては，それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当及び広域移動手当の月額の合計額（第３５条第２項に規定する役職段階別加算額の支給対象となる職員にあっては，当該合計額に，当該合計額に同項表（１）に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては，その額に，基本給月額減額基礎額に同項表（２）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に，当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第３６条第２項及び第３項に規定する割合を乗じて得た額。附則第５項において「勤勉手当減額基礎額」という。）

六　第２０条第１項から第７項の規定により支給される給与　当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ，それぞれ次に定める額

イ　第２０条第１項　前各号に定める額

ロ　第２０条第２項又は第３項　第１号及び第３号から第５号までに定める額に１００分の８０を乗じて得た額

ハ　第２０条第４項　第１号及び第３号から第４号までに定める額に，同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ　第２０条第５項、第６項又は第７項　第１号及び第３号から第５号までに定める額に，同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

基本給表	職務の級
一般職基本給表(一)	６級
教育職基本給表	５級

４　前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第２２条，第３３条及び第３４条に規定する勤務１時間当たりの給与額は，第７条の規定にかかわらず，同条の規定により算出した給与額から基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあっては，基本給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

５　附則第３項の規定が適用される間，第３６条第２項に定める勤勉手当の総額は，同項の規定に係らず，同項の規定により算出した額から，同項に掲げる職員で附則第３項の規定により給与が減額されて支給されるものの勤勉手当減額対象額に１００分の１．１２５（特定幹部職員にあっては、１００分の１．４２５）を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあっては，勤勉手当減額基礎額に１００分の７５（特定幹部職員にあっては、１００分の９５）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

６　附則第３項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第２４条第２項に定める額は，１００分の９８．５を乗じて得た額とする。

附　則

１　この規程は，平成２３年４月１日から施行する。

２　平成２２年１２月１日から施行した改正規程の附則第５項を改正する規程は平成２３年４月１日から施行する。

３　平成２３年４月１日において４３歳に満たない職員（職務の級の最高の号を受けるもの及び指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち，平成２２年１月１日において第１７条により昇給した職員（同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成２３年４月１日における号は，この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の１号上位の号とする。

４　前項に規定するもののほか，号の調整に関し必要な事項は，給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

５　改正規程の施行日の前日から引き続き，結核性疾患による病気休暇等により勤務しない職員にあっては，第２２条第２項に定める基本給及び基本給の調整額の半減までの期間を１年とする。

附　則

１　この規程は，平成２３年８月１日から施行する。

２　改正後の第２０条第３項の規定に関わらず，改正規則の施行日の前日までの休職の期間は，同条に規定する同一又は同種疾病による休職が断続的に行われた期間に算入しないものとする。

附　則

１　この規程は，平成２４年４月１日から施行する。

２　平成１８年４月１日から施行した改正規程の附則第８項を改正する規程は，平成２４年４月１日から施行する。

３　平成２４年４月１日において３６歳に満たない職員（その職務の級における最高の号を受けるものを除く。）のうち，平成１９年１月１日，平成２０年１月１日及び平成２１年１月１日において第１７条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成２４年４月１日における号は，この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の１号上位の号とし，３０歳に満たない職員（その職務の級における最高の号を受けるものを除く。）のうち，平成１９年１月１日，平成２０年１月１日及び平成２１年１月１日において第１７条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成２４年４月１日における号は，この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の２号上位の号とする。

４　前項に規定するもののほか，号の調整に関し必要な事項は，給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附　則

1　この規程は，平成２５年４月１日から施行する。

2　平成２５年４月１日において３１歳以上３７歳未満の職員（その職務の級における最高の号を受けるものを除く。）のうち，平成１９年１月１日，平成２０年１月１日及び平成２１年１月１日において第１７条の規定により２回以上昇給した職員（同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。），３７歳以上３９歳未満の職員（その職務の級における最高の号を受けるものを除く。）のうち，平成１９年１月１日において第１７条の規定により昇給した職員及びその他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成２５年４月１日における号は，この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の１号上位の号とする。

3　前項に規定するもののほか，号の調整に関し必要な事項は，給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附　則

この規程は，平成２６年１月１日から施行する。

附　則

1　この規程は，平成２６年４月１日から施行する。

2　平成２６年４月１日において３８歳未満の職員（その職務の級における最高の号を受けるものを除く。以下この項において同じ。）のうち，平成１９年１月１日，平成２０年１月１日及び平成２１年１月１日のいずれにおいても第１７条の規定により昇給した職員，３８歳以上４０歳未満の職員のうち，平成１９年１月１日，平成２０年１月１日及び平成２１年１月１日に２以上において第１７条の規定により昇給した職員，４０歳以上４５歳未満の職員のうち，平成１９年１月１日，平成２０年１月１日及び平成２１年１月１日のいずれかにおいて第１７条の規定により昇給した職員及びその他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成２６年４月１日における号は，この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の１号上位の号とする。

3　前項に規定するもののほか，号の調整に関し必要な事項は，給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附　則

1　この規程は，平成２６年１２月１日から施行する。

2　平成２７年１月１日の昇給に限り，第１７条第２項中「４号（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの，医療職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が３級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上であるものにあっては，３号)」とあるのは「３号（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの，医療職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が３級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上であるものにあっては，２号)」とする。

附　則

１　この規程は，平成２７年４月１日から施行する。

２　平成２２年１２月１日から施行した改正規程の附則第３項を改正する規程は、平成２７年４月１日から施行する。

３　平成２７年４月１日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

４　切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。）には、平成３０年３月３１日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（平成２２年１２月１日から施行した改正規程の附則第３項の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を基本給として支給する。

５　切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、基本給を支給する。

６　切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前２項の規定に準じて、基本給を支給する。

７　前３項の規定による基本給を支給される職員に関するこの規定の適用については、「基本給」とあるのは「基本給と前３項の規定による基本給の額との合計額」とする。

８　切替日から平成２８年１月３１日までの間における改正後の第２７条第２項で定める支給割合は、附則別表第７のとおりとする。

９　切替日から平成２８年３月３１日までの間における改正後の第３０条第２項で定める月額は、附則別表第８第１表に掲げる額（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて第２表に定める額を加算した額）とする。

１０　切替日から平成２８年３月３１日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する

当該異動又は移転に係る改正後の第２７条の２第１項の適用については、同項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の８」と、同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の４」とする。

１１　切替日前に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る改正後の第２７条の２第１項の適用については、同項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の６」と、同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の３」とする。

１２　前項までに定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附　則

１　この規程は，平成２７年９月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，平成２８年２月１日から施行する。

２　平成２７年４月１日から施行した改正規程の附則第８項を改正する規程は、平成２８年２月１日から施行する。

３　平成２７年４月１日から施行した改正規程の附則第９項を改正する規程は、平成２８年２月１日から施行する。

４　平成２８年２月１日から平成２８年３月３１日までの間における改正後の第２７条第２項で定める支給割合は、附則別表第９のとおりとする。

附　則

この規程は，平成２８年１２月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

２　平成２９年４月１日から平成３２年３月３１日までの間における改正後の第２６条第２項で定める支給額は，附則別表第１０のとおりとする。

附　則

この規程は，平成２９年４月２７日から施行し，平成２９年４月１日から適用する。

附　則

１　この規程は，平成３０年１月２６日から施行し，平成２９年１２月１日から適用する。

２　平成３０年４月１日において３７歳に満たない職員（職務の級の最高の号を受けるものを除く。）のうち，平成２７年１月１日において第１７条により昇給した職員（同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成３０年４月１日における号は，この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の１号上位の号とする。

３　前項に規定するもののほか，号の調整に関し必要な事項は，給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附　則

この規程は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成３０年１２月１３日から施行し，平成３０年１２月１日から適用する。

附　則

この規程は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和元年１２月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，令和２年４月１日から施行する。

２　令和２年４月１日の前日において第２８条の規定による住居手当を支給されていた職員で，前項の規定により施行する改正により同条で定める手当額が 2,000 円を超える減額となる職員については，令和３年３月３１日までの間，改正前の同条に定める手当額から 2,000 円を減じた額を住居手当として支給する。

附　則

この規程は，令和２年１２月１日から施行する。ただし，改正後の第２条第１項，第７条第２項，第２７条第１項，第３４条の２及び第３７条の規定は，令和３年１月１日から施行する。

附　則（令和３年３月４日改正）

この規程は，令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年１１月２５日改正）

この規程は，令和３年１２月１日から施行する。ただし，改正後の第３０条の２の規定は，令和３年１０月１８日から適用する。

附　則（令和４年３月１７日改正）

１　この規程は，令和４年４月１日から施行する。

２　平成２１年４月１日から施行した改正規程の附則第３項を改正する規程は，令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月２８日改正）

この規程は，令和４年５月１日から施行する。

附　則（令和４年９月２９日改正）

この規程は，令和４年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年１１月２４日改正）

この規程は，令和４年１２月１日から施行する。

附　則（令和５年３月１５日改正）

この規程は，令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年７月３１日改正）

１　この規程は，令和５年８月１日から施行し，令和５年４月１日から適用する。

２　当分の間，職員の基本給月額は，当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（第４項において「特定日」という。）以後，当該職員に適用される基本給表の基本給月額のうち，第１０条の規定により当該職員が受ける級号に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に，５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

３　前項の規定は，次に掲げる職員には適用しない。

一　就業規則第２条第２項に定める研究教育職員

二　就業規則第２条第３項に定める外国人研究員

三　就業規則第２０条の４第１項又は第２項の規定により，同規則第２０条の２第１項に規定する異動期間（同規則第２０条の４第１項又は第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同規則第２０条の２第１項に規定する管理監督職を占める職員

四　情報・システム研究機構における期間を定めて雇用する事務職員等の取扱いに関する規程により採用される職員

４　就業規則第２０条の２第１項に規定する他の職への降任をされた職員であって，当該他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員のうち，特定日に第２項の規定により当該職員の受ける基本給月額（以下この項において「特定日基本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた基本給月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に，５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎基本給月額」という。）に達しないこととなる職員には，当分の間，特定日以後，第２項の規定により当該職員の受ける基本給月額のほか，基礎基本給月額と特定日基本給月額との差額に相当する額を基本給として支給する。

５　前項の規定による基本給の額と当該基本給を支給される職員の受ける基本給月額との合計額が第１０条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号の基本給月額を超える場合における前項の規定の適用については，同項中「基礎基本給月額と特定日基本給月額」とあるのは，「第１０条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号の基本給月額と当該職員の受ける基本給月額」とする。

６　異動日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（第２項の規定の適用を受ける職員に限り，第４項に規定する職員を除く。）であつて，同項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には，当分の間，当該職員の受ける基本給月額のほか，別に定めるところにより，前２項の規定に準じて算出した額を基本給として支給する。

７　第４項又は前項の規定による基本給を支給される職員以外の第４項の規定の適用を受

ける職員であって，任命の事情を考慮して当該基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には，当分の間，当該職員の受ける基本給月額のほか，別に定めるところにより，前３項の規定に準じて算出した額を基本給として支給する。

８　第２項の適用を受ける職員に対する第２４条の規定の適用については，当分の間，同条第２項中「定める額」とあるのは，「定める額に１００の７０を乗じて得た額（その額に，５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額）」とする。

９　前項までに定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附　則（令和５年１１月３０日改正）

１　この規程は，令和５年１２月１日から施行する。

２　令和５年１２月期に限り，改正後の第３５条第２項中「100　分の　122.5」とあるのは「100 分の 125」と，「100　分の　102.5」とあるのは「100 分の 105」と，「100　分の　65」とあるのは「100 分の 67.5」とする。

３　令和５年１２月期に限り，改正後の第３６条第３項で定める割合は，次の表のとおりと，同項但書中「100 分の 99 以上 100 分の 105 以下」とあるのは「100 分の 101.5 以上 100 分の 107.5 以下」とする。

	成績率	
職員区分 成績区分	特定幹部職員以外の職員	特定幹部職員
勤務成績が特に優秀な職員	124/100以上210/100以下	148/100以上250/100以下
勤務成績が優秀な職員	112.5/100以上124/100未満	133.5/100以上148/100未満
勤務成績が良好な職員	101/100	121/100
勤務成績が良好でない職員	92.5/100以下	111.5/100以下

附　則（令和６年１２月１日改正）

この規程は，令和６年１２月１日から施行する。

附　則（令和７年１月１日改正）

１　この規程は，令和７年１月１日から施行し，４月１日から適用する。

２　前項の規定にかかわらず，改正後の第３５条第２項並びに第３６条第２項及び第３項の規定は令和６年１２月１日から適用する。

３　令和６年１２月期に限り，改正後の第３５条第２項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 127.5」と，「100　分の 105」とあるのは「100 分の 107.5」と，「100　分の 66.25」とあるのは「100 分の 67.5」とする。

４　令和６年１２月期に限り，改正後の第３６条第３項で定める割合は次の表のとおりと，「100 分の 100.25 以上 100 分の 106.25 以下」とあるのは「100 分の 101.5 以上 100 分の 107.5 以下」とする

	成績率	
職員区分 成績区分	特定幹部職員以外の職員	特定幹部職員
勤務成績が特に優秀な職員	126.5/100以上215/100以下	150.5/100以上255/100以下
勤務成績が優秀な職員	115/100以上126.5/100未満	136/100以上150.5/100未満
勤務成績が良好な職員	103.5/100	123.5/100
勤務成績が良好でない職員	95/100以下	114/100以下

附　則

1　この規程は，令和７年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず，改正後の別表第４は令和６年４月１日から適用する。

3　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において別表第１から別表第４までの基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号（以下「新号」という。）は，旧級，切替日の前日においてその者が受けていた号（以下「旧号」という。）及びその者が旧号を受けていた期間（別に定める職員にあっては，別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第１１に定める号とする。

4　切替日において昇格又は降格をした職員の号俸については，当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる号俸を同日の前日に受けていたものとみなして新たな昇格時号俸対応表又は降格時号俸対応表を適用して決定する。

5　切替日前日から引き続き休職等している職員であって，同日に号俸の切替が行われた職員の同日以後の復職時調整について，切替後の号俸を基礎として号俸の調整を行うことができることとする。

附則別表第１（職務の級の切替表）

基本給表	旧級	新級
一般職基本給表（一）	１級	１級
	２級	
	３級	２級
	４級	３級
	５級	
	６級	４級
	７級	５級
	８級	６級
	９級	７級
	１０級	８級
	１１級	９級
		１０級
一般職基本給表（二）	１級	１級
	２級	２級
	３級	３級
	４級	
	５級	４級
	６級	５級
医療職基本給表	１級	１級
	２級	２級
	３級	３級
	４級	４級
		５級
教育職基本給表	１級	１級
	２級	２級
	３級	３級
	４級	４級
	５級	５級
		６級

附則別表第２（職務の号の切替表）

一般職基本給表（一）の適用を受ける職員の新号

旧号	旧級 経過期間	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
1	３月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	６月以上９月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	９月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	３月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	６月以上９月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	９月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	３月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	６月以上９月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	９月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	３月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	３月以上６月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	６月以上９月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	９月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	３月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	３月以上６月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	６月以上９月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	９月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	３月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	３月以上６月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	６月以上９月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	９月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	３月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1

7	３月以上６月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	６月以上９月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	９月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	３月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	３月以上６月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	６月以上９月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	９月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	３月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	３月以上６月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	６月以上９月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	９月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	３月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	３月以上６月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	６月以上９月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	９月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	３月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	３月以上６月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	６月以上９月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	９月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	３月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	３月以上６月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	６月以上９月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	９月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	３月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	３月以上６月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	６月以上９月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	９月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	３月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29

14	３月以上６月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	６月以上９月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	９月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	３月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	３月以上６月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	６月以上９月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	９月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	３月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	３月以上６月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	６月以上９月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	９月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	３月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	３月以上６月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	６月以上９月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	９月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	３月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	３月以上６月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	６月以上９月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	９月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	３月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	３月以上６月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	６月以上９月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	９月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	３月未満			77	62	81	69	65	61		
	３月以上６月未満			78	62	82	70	66	62		
	６月以上９月未満			79	63	83	71	67	63		
	９月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
	３月未満			81	63	85	73	69	65		

21	３月以上６月未満			82	64	86	74	70	66		
	６月以上９月未満			83	64	87	75	71	67		
	９月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	３月未満			85	65	89	77	73			
	３月以上６月未満			86	65	90	78	74			
	６月以上９月未満			87	66	91	79	75			
	９月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	３月未満			89	67	93	81				
	３月以上６月未満			90	67	94	82				
	６月以上９月未満			91	68	95	83				
	９月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	３月未満			93	69	97	85				
	３月以上６月未満			94	70	98	86				
	６月以上９月未満			95	71	99	87				
	９月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	３月未満			97	73	101					
	３月以上６月未満			98	73	102					
	６月以上９月未満			99	74	103					
	９月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	３月未満			101	75	105					
	３月以上６月未満			102	75	106					
	６月以上９月未満			103	76	107					
	９月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	３月未満			105	77						
	３月以上６月未満			106	78						
	６月以上９月未満			107	79						
	９月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
	３月未満			109	81						

28	３月以上６月未満			110	82						
	６月以上９月未満			111	83						
	９月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	３月未満			113							
	３月以上６月未満			114							
	６月以上９月未満			115							
	９月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	３月未満			117							
	３月以上６月未満			118							
	６月以上９月未満			119							
	９月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	３月未満			121							
	３月以上６月未満			122							
	６月以上９月未満			123							
	９月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	３月未満			125							
	３月以上６月未満			125							
	６月以上９月未満			125							
	９月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

一般職基本給表（二）の適用を受ける職員の新号

旧号	旧級 経過期間	１級	２級	３級	４級	５級	６級
1	３月未満		1	1	5	1	1
	３月以上６月未満		1	1	6	1	1
	６月以上９月未満		1	1	7	1	1
	９月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	３月未満	1	1	1	9	1	1
	３月以上６月未満	2	2	1	10	1	1
	６月以上９月未満	3	3	1	11	1	1
	９月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	３月未満	5	5	1	13	1	1
	３月以上６月未満	6	6	2	14	1	1
	６月以上９月未満	7	7	3	15	1	1
	９月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	３月未満	9	9	5	17	1	1
	３月以上６月未満	10	10	6	18	1	1
	６月以上９月未満	11	11	7	19	1	1
	９月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	３月未満	13	13	9	21	1	1
	３月以上６月未満	14	14	10	22	2	1
	６月以上９月未満	15	15	11	23	3	1
	９月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	３月未満	17	17	13	25	5	1
	３月以上６月未満	18	18	14	26	6	2
	６月以上９月未満	19	19	15	27	7	3
	９月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
	３月未満	21	21	17	29	9	5
	３月以上６月未満	22	22	18	30	10	6

7	６月以上９月未満	23	23	19	31	11	7
	９月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	３月未満	25	25	21	33	13	9
	３月以上６月未満	26	26	22	34	14	10
	６月以上９月未満	27	27	23	35	15	11
	９月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	３月未満	29	29	25	37	17	13
	３月以上６月未満	30	30	26	38	18	14
	６月以上９月未満	31	31	27	39	19	15
	９月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	３月未満	33	33	29	41	21	17
	３月以上６月未満	34	34	30	42	22	18
	６月以上９月未満	35	35	31	43	23	19
	９月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	３月未満	37	37	33	45	25	21
	３月以上６月未満	38	38	34	46	26	22
	６月以上９月未満	39	39	35	47	27	23
	９月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	３月未満	41	41	37	49	29	25
	３月以上６月未満	42	42	38	50	30	26
	６月以上９月未満	43	43	39	51	31	27
	９月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	３月未満	45	45	41	53	33	29
	３月以上６月未満	46	46	42	54	34	30
	６月以上９月未満	47	47	43	55	35	31
	９月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
	３月未満	49	49	45	57	37	33
	３月以上６月未満	50	50	46	58	38	34

14	６月以上９月未満	51	51	47	59	39	35
	９月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	３月未満	53	53	49	61	41	37
	３月以上６月未満	54	54	50	62	42	38
	６月以上９月未満	55	55	51	63	43	39
	９月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	３月未満	57	57	53	65	45	41
	３月以上６月未満	58	58	54	66	46	42
	６月以上９月未満	59	59	55	67	47	43
	９月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	３月未満	61	61	57	69	49	45
	３月以上６月未満	62	62	58	70	50	46
	６月以上９月未満	63	63	59	71	51	47
	９月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	３月未満	65	65	61	73	53	49
	３月以上６月未満	66	66	62	74	54	50
	６月以上９月未満	67	67	63	75	55	51
	９月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	３月未満	69	69	65	77	57	53
	３月以上６月未満	70	70	65	78	58	54
	６月以上９月未満	71	71	66	79	59	55
	９月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	３月未満	73	73	67	81	61	57
	３月以上６月未満	74	74	67	82	62	58
	６月以上９月未満	75	75	68	83	63	59
	９月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
	３月未満	77	77	69	85	65	61
	３月以上６月未満	78	78	70	86	66	62

21	６月以上９月未満	79	79	71	87	67	63
	９月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	３月未満	81	81	73	89	69	65
	３月以上６月未満	82	82	73	90	70	66
	６月以上９月未満	83	83	74	91	71	67
	９月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	３月未満	85	85	75	93	73	69
	３月以上６月未満	86	86	75	94	74	69
	６月以上９月未満	87	87	76	95	75	69
	９月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	３月未満	89	89	77	97	77	
	３月以上６月未満	90	90	77	98	78	
	６月以上９月未満	91	91	78	99	79	
	９月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	３月未満	93	93	79	101	81	
	３月以上６月未満	94	94	79	102	82	
	６月以上９月未満	95	95	80	103	83	
	９月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	３月未満	97	97	81	105	85	
	３月以上６月未満	98	98	82	106	86	
	６月以上９月未満	99	99	83	107	87	
	９月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	３月未満	101	101	85	109	89	
	３月以上６月未満	102	102	85	110	90	
	６月以上９月未満	103	103	86	111	91	
	９月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
	３月未満	105	105	87	113		
	３月以上６月未満	106	106	87	114		

28	６月以上９月未満	107	107	88	115		
	９月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	３月未満	109	109	89	117		
	３月以上６月未満	110	110	90	118		
	６月以上９月未満	111	111	91	119		
	９月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	３月未満	113	113	93	121		
	３月以上６月未満	114	114	93	122		
	６月以上９月未満	115	115	94	123		
	９月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	３月未満	117	117	95	125		
	３月以上６月未満	118	118	95	126		
	６月以上９月未満	119	119	96	127		
	９月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	３月未満	121	121				
	３月以上６月未満	121	122				
	６月以上９月未満	121	123				
	９月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	３月未満		125				
	３月以上６月未満		126				
	６月以上９月未満		127				
	９月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

医療職基本給表の適用を受ける職員の新号

旧号	旧級 経過期間	１級	２級	３級
1	３月未満		1	1
	３月以上６月未満		1	1
	６月以上９月未満		1	1
	９月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	３月未満	1	1	1
	３月以上６月未満	2	1	1
	６月以上９月未満	3	1	1
	９月以上12月未満	4	1	1
	12月以上	5	1	1
3	３月未満	5	1	1
	３月以上６月未満	6	2	1
	６月以上９月未満	7	3	1
	９月以上12月未満	8	4	1
	12月以上	9	5	1
4	３月未満	9	5	1
	３月以上６月未満	10	6	1
	６月以上９月未満	11	7	1
	９月以上12月未満	12	8	1
	12月以上	13	9	1
5	３月未満	13	9	1
	３月以上６月未満	14	10	2
	６月以上９月未満	15	11	3
	９月以上12月未満	16	12	4
	12月以上	17	13	5
6	３月未満	17	13	5
	３月以上６月未満	18	14	6
	６月以上９月未満	19	15	7
	９月以上12月未満	20	16	8
	12月以上	21	17	9
	３月未満	21	17	9
	３月以上６月未満	22	18	10

7	６月以上９月未満	23	19	11
	９月以上12月未満	24	20	12
	12月以上	25	21	13
8	３月未満	25	21	13
	３月以上６月未満	26	22	14
	６月以上９月未満	27	23	15
	９月以上12月未満	28	24	16
	12月以上	29	25	17
9	３月未満	29	25	17
	３月以上６月未満	30	26	18
	６月以上９月未満	31	27	19
	９月以上12月未満	32	28	20
	12月以上	33	29	21
10	３月未満	33	29	21
	３月以上６月未満	34	30	22
	６月以上９月未満	35	31	23
	９月以上12月未満	36	32	24
	12月以上	37	33	25
11	３月未満	37	33	25
	３月以上６月未満	38	34	26
	６月以上９月未満	39	35	27
	９月以上12月未満	40	36	28
	12月以上	41	37	29
12	３月未満	41	37	29
	３月以上６月未満	42	38	30
	６月以上９月未満	43	39	31
	９月以上12月未満	44	40	32
	12月以上	45	41	33
13	３月未満	45	41	33
	３月以上６月未満	46	42	34
	６月以上９月未満	47	43	35
	９月以上12月未満	48	44	36
	12月以上	49	45	37
	３月未満	49	45	37
	３月以上６月未満	50	46	38

14	６月以上９月未満	51	47	39
	９月以上12月未満	52	48	40
	12月以上	53	49	41
15	３月未満	53	49	41
	３月以上６月未満	54	50	42
	６月以上９月未満	55	51	43
	９月以上12月未満	56	52	44
	12月以上	57	53	45
16	３月未満	57	53	45
	３月以上６月未満	58	54	46
	６月以上９月未満	59	55	47
	９月以上12月未満	60	56	48
	12月以上	61	57	49
17	３月未満	61	57	49
	３月以上６月未満	62	58	50
	６月以上９月未満	63	59	51
	９月以上12月未満	64	60	52
	12月以上	65	61	53
18	３月未満	65	61	53
	３月以上６月未満	65	62	54
	６月以上９月未満	65	63	55
	９月以上12月未満	65	64	56
	12月以上	65	65	57
19	３月未満		65	57
	３月以上６月未満		66	58
	６月以上９月未満		67	59
	９月以上12月未満		68	60
	12月以上		69	61
20	３月未満		69	61
	３月以上６月未満		70	62
	６月以上９月未満		71	63
	９月以上12月未満		72	64
	12月以上		73	65
	３月未満		73	65
	３月以上６月未満		74	66

21	６月以上９月未満		75	67
	９月以上12月未満		76	68
	12月以上		77	69
22	３月未満		77	69
	３月以上６月未満		78	70
	６月以上９月未満		79	71
	９月以上12月未満		80	72
	12月以上		81	73
23	３月未満		81	73
	３月以上６月未満		82	74
	６月以上９月未満		83	75
	９月以上12月未満		84	76
	12月以上		85	77
24	３月未満		85	77
	３月以上６月未満		86	78
	６月以上９月未満		87	79
	９月以上12月未満		88	80
	12月以上		89	81

教育職基本給表の適用を受ける職員の新号

旧号	旧級 経過期間	２級	３級	４級
1	３月未満		1	1
	３月以上６月未満		1	1
	６月以上９月未満		1	1
	９月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	３月未満	1	1	1
	３月以上６月未満	2	2	1
	６月以上９月未満	3	3	1
	９月以上12月未満	4	4	1
	12月以上	5	5	1
3	３月未満	5	5	1
	３月以上６月未満	6	6	1
	６月以上９月未満	7	7	1
	９月以上12月未満	8	8	1
	12月以上	9	9	1
4	３月未満	9	9	1
	３月以上６月未満	10	10	2
	６月以上９月未満	11	11	3
	９月以上12月未満	12	12	4
	12月以上	13	13	5
5	３月未満	13	13	5
	３月以上６月未満	14	14	6
	６月以上９月未満	15	15	7
	９月以上12月未満	16	16	8
	12月以上	17	17	9
6	３月未満	17	17	9
	３月以上６月未満	18	18	10
	６月以上９月未満	19	19	11
	９月以上12月未満	20	20	12
	12月以上	21	21	13
	３月未満	21	21	13
	３月以上６月未満	22	22	14

7	６月以上９月未満	23	23	15
	９月以上12月未満	24	24	16
	12月以上	25	25	17
8	３月未満	25	25	17
	３月以上６月未満	26	26	18
	６月以上９月未満	27	27	19
	９月以上12月未満	28	28	20
	12月以上	29	29	21
9	３月未満	29	29	21
	３月以上６月未満	30	30	22
	６月以上９月未満	31	31	23
	９月以上12月未満	32	32	24
	12月以上	33	33	25
10	３月未満	33	33	25
	３月以上６月未満	34	34	26
	６月以上９月未満	35	35	27
	９月以上12月未満	36	36	28
	12月以上	37	37	29
11	３月未満	37	37	29
	３月以上６月未満	38	38	30
	６月以上９月未満	39	39	31
	９月以上12月未満	40	40	32
	12月以上	41	41	33
12	３月未満	41	41	33
	３月以上６月未満	42	42	34
	６月以上９月未満	43	43	35
	９月以上12月未満	44	44	36
	12月以上	45	45	37
13	３月未満	45	45	37
	３月以上６月未満	46	46	38
	６月以上９月未満	47	47	39
	９月以上12月未満	48	48	40
	12月以上	49	49	41
	３月未満	49	49	41
	３月以上６月未満	50	50	42

14	６月以上９月未満	51	51	43
	９月以上12月未満	52	52	44
	12月以上	53	53	45
15	３月未満	53	53	45
	３月以上６月未満	54	54	46
	６月以上９月未満	55	55	47
	９月以上12月未満	56	56	48
	12月以上	57	57	49
16	３月未満	57	57	49
	３月以上６月未満	58	58	50
	６月以上９月未満	59	59	51
	９月以上12月未満	60	60	52
	12月以上	61	61	53
17	３月未満	61	61	53
	３月以上６月未満	62	62	54
	６月以上９月未満	63	63	55
	９月以上12月未満	64	64	56
	12月以上	65	65	57
18	３月未満	65	65	57
	３月以上６月未満	66	66	58
	６月以上９月未満	67	67	59
	９月以上12月未満	68	68	60
	12月以上	69	69	61
19	３月未満	69	69	61
	３月以上６月未満	70	70	62
	６月以上９月未満	71	71	63
	９月以上12月未満	72	72	64
	12月以上	73	73	65
20	３月未満	73	73	65
	３月以上６月未満	74	74	66
	６月以上９月未満	75	75	67
	９月以上12月未満	76	76	68
	12月以上	77	77	69
	３月未満	77	77	69
	３月以上６月未満	78	78	70

21	６月以上９月未満	79	79	71
	９月以上12月未満	80	80	72
	12月以上	81	81	73
22	３月未満	81	81	73
	３月以上６月未満	82	82	74
	６月以上９月未満	83	83	75
	９月以上12月未満	84	84	76
	12月以上	85	85	77
23	３月未満	85	85	77
	３月以上６月未満	86	86	78
	６月以上９月未満	87	87	79
	９月以上12月未満	88	88	80
	12月以上	89	89	81
24	３月未満	89	89	81
	３月以上６月未満	90	90	82
	６月以上９月未満	91	91	83
	９月以上12月未満	92	92	84
	12月以上	93	93	85
25	３月未満	93	93	85
	３月以上６月未満	94	94	86
	６月以上９月未満	95	95	87
	９月以上12月未満	96	96	88
	12月以上	97	97	89
26	３月未満	97	97	89
	３月以上６月未満	98	98	90
	６月以上９月未満	99	99	91
	９月以上12月未満	100	100	92
	12月以上	101	101	93
27	３月未満	101	101	
	３月以上６月未満	102	102	
	６月以上９月未満	103	103	
	９月以上12月未満	104	104	
	12月以上	105	105	
	３月未満	105	105	
	３月以上６月未満	106	106	

28	６月以上９月未満	107	107	
	９月以上12月未満	108	108	
	12月以上	109	109	
29	３月未満	109		
	３月以上６月未満	110		
	６月以上９月未満	111		
	９月以上12月未満	112		
	12月以上	113		
30	３月未満	113		
	３月以上６月未満	114		
	６月以上９月未満	115		
	９月以上12月未満	116		
	12月以上	117		
31	３月未満	117		
	３月以上６月未満	118		
	６月以上９月未満	119		
	９月以上12月未満	120		
	12月以上	121		
32	３月未満	121		
	３月以上６月未満	122		
	６月以上９月未満	123		
	９月以上12月未満	124		
	12月以上	125		
33	３月未満	125		
	３月以上６月未満	126		
	６月以上９月未満	127		
	９月以上12月未満	128		
	12月以上	129		
34	３月未満	129		
	３月以上６月未満	130		
	６月以上９月未満	131		
	９月以上12月未満	132		
	12月以上	133		

附則別表第３（職務の号の切替表）

旧級が一般職基本給表（一）の１１級である職員の新号

旧号	新級 経過期間	９級	１０級
1	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	３月未満	1	1

7	３月以上６月未満	2	1
	６月以上９月未満	3	1
	９月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	３月未満	5	1
	３月以上６月未満	6	1
	６月以上９月未満	7	1
	９月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	３月未満	9	1
	３月以上６月未満	10	1
	６月以上９月未満	11	1
	９月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	３月未満	13	1
	３月以上６月未満	14	1
	６月以上９月未満	15	1
	９月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	３月未満	17	1
	３月以上６月未満	18	1
	６月以上９月未満	19	1
	９月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	３月未満	21	1
	３月以上６月未満	22	2
	６月以上９月未満	23	3
	９月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	３月未満	25	5
	３月以上６月未満	26	6
	６月以上９月未満	27	7
	９月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
	３月未満	29	9

14	３月以上６月未満	30	10
	６月以上９月未満	31	11
	９月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	３月未満	33	13
	３月以上６月未満	34	13
	６月以上９月未満	35	13
	９月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

旧級が医療職基本給表の４級である職員の新号

旧号	新級 経過期間	４級	５級
1	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	2	1

7	６月以上９月未満	3	1
	９月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	３月未満	5	1
	３月以上６月未満	6	1
	６月以上９月未満	7	1
	９月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	３月未満	9	1
	３月以上６月未満	10	1
	６月以上９月未満	11	1
	９月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	３月未満	13	1
	３月以上６月未満	14	1
	６月以上９月未満	15	1
	９月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	３月未満	17	1
	３月以上６月未満	18	1
	６月以上９月未満	19	1
	９月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	３月未満	21	1
	３月以上６月未満	22	1
	６月以上９月未満	23	1
	９月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
13	３月未満	25	1
	３月以上６月未満	26	1
	６月以上９月未満	27	1
	９月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
	３月未満	29	1
	３月以上６月未満	30	1

14	６月以上９月未満	31	1
	９月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
15	３月未満	33	1
	３月以上６月未満	34	1
	６月以上９月未満	35	1
	９月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	３月未満	37	1
	３月以上６月未満	38	1
	６月以上９月未満	39	1
	９月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	３月未満	41	1
	３月以上６月未満	42	1
	６月以上９月未満	43	1
	９月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
18	３月未満	45	1
	３月以上６月未満	46	2
	６月以上９月未満	47	3
	９月以上12月未満	48	4
	12月以上	49	5
19	３月未満	49	5
	３月以上６月未満	50	6
	６月以上９月未満	51	7
	９月以上12月未満	52	8
	12月以上	53	9
20	３月未満	53	9
	３月以上６月未満	54	9
	６月以上９月未満	55	10
	９月以上12月未満	56	10
	12月以上	57	11

旧級が教育職基本給表の５級である職員の新号

旧号	新級 経過期間	５級	６級
1	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	1	1
	６月以上９月未満	1	1
	９月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	３月未満	1	1
	３月以上６月未満	2	1
	６月以上９月未満	3	1
	９月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
	３月未満	5	1
	３月以上６月未満	6	1

7	６月以上９月未満	7	1
	９月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	３月未満	9	1
	３月以上６月未満	10	1
	６月以上９月未満	11	1
	９月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
9	３月未満	13	1
	３月以上６月未満	14	1
	６月以上９月未満	15	1
	９月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
10	３月未満	17	1
	３月以上６月未満	18	1
	６月以上９月未満	19	1
	９月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
11	３月未満	21	1
	３月以上６月未満	22	1
	６月以上９月未満	23	1
	９月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
12	３月未満	25	1
	３月以上６月未満	26	1
	６月以上９月未満	27	1
	９月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
13	３月未満	29	1
	３月以上６月未満	30	1
	６月以上９月未満	31	1
	９月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
	３月未満	33	1
	３月以上６月未満	34	1

14	６月以上９月未満	35	1
	９月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
15	３月未満	37	1
	３月以上６月未満	38	1
	６月以上９月未満	39	1
	９月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
16	３月未満	41	1
	３月以上６月未満	42	1
	６月以上９月未満	43	1
	９月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
17	３月未満	45	1
	３月以上６月未満	46	1
	６月以上９月未満	47	1
	９月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
18	３月未満	49	1
	３月以上６月未満	50	1
	６月以上９月未満	51	1
	９月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
19	３月未満	53	1
	３月以上６月未満	54	1
	６月以上９月未満	55	1
	９月以上12月未満	56	1
	12月以上	57	1
20	３月未満	57	1
	３月以上６月未満	58	2
	６月以上９月未満	59	3
	９月以上12月未満	60	4
	12月以上	61	5
	３月未満	61	5
	３月以上６月未満	62	6

21	６月以上９月未満	63	7
	９月以上12月未満	64	8
	12月以上	65	9
22	３月未満	65	9
	３月以上６月未満	66	9
	６月以上９月未満	67	10
	９月以上12月未満	68	10
	12月以上	69	11
23	３月未満	69	11
	３月以上６月未満	70	11
	６月以上９月未満	71	12
	９月以上12月未満	72	12
	12月以上	73	13

附則別表第４（職務の号の切替表）

旧号	新号
１から４まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

附則別表第５

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の17
	立川市	100分の12
千葉県	千葉市	100分の10
静岡県	三島市	100分の4

附則別表第６

期間の区分	支給地域	支給割合
移転の日から３年に達する日まで	東京都立川市	100 分の 17

移転の日から３年を超え４年に達する日まで		100 分の 16
移転の日から４年を超え５年に達する日まで		100 分の 15
移転の日から５年を超え６年に達する日まで		100 分の 14
移転の日から６年を超え７年に達する日まで		100 分の 13

附則別表第７

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の18
千葉県	千葉市	100分の11

附則別表第８　第１表

月額
２６，０００円

第２表

交通距離	加算額
100km以上300km未満	6,000円
300km以上500km未満	13,000円
500km以上700km未満	20,000円
700km以上900km未満	26,000円
900km以上1,100km未満	33,000円
1,100km以上1,300km未満	38,000円
1,300km以上1,500km未満	43,000円
1,500km以上2,000km未満	48,000円
2,000km以上2,500km未満	53,000円
2,500km以上	58,000円

附則別表第９

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の18.5
千葉県	千葉市	100分の12

附則別表第１０

<table>
<tr><th colspan="2">扶養親族</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>平成 31 年度</th></tr>
<tr><td colspan="2">満 22 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある子</td><td>8,000</td><td>10,000</td><td>10,000</td></tr>
<tr><td rowspan="3">配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</td><td>下記以外の職員の場合</td><td>10,000</td><td>6,500</td><td>6,500</td></tr>
<tr><td>一般職（一）8 級及び教育職 5 級の職員の場合</td><td>10,000</td><td>6,500</td><td>3,500</td></tr>
<tr><td>一般職（一）9 級以上の職員の場合</td><td>10,000</td><td>6,500</td><td>3,500</td></tr>
<tr><td rowspan="3">・満60歳以上の父母及び祖父母
・満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫
・重度心身障害者</td><td>下記以外の職員の場合</td><td>6,500</td><td>6,500</td><td>6,500</td></tr>
<tr><td>一般職（一）8 級及び教育職 5 級の職員の場合</td><td>6,500</td><td>6,500</td><td>3,500</td></tr>
<tr><td>一般職（一）9 級以上の職員の場合</td><td>6,500</td><td>6,500</td><td>3,500</td></tr>
<tr><td colspan="2">職員に配偶者が無い場合の扶養親族（子 1 人のみ）</td><td>10,000</td><td colspan="2">上記の子の額</td></tr>
<tr><td colspan="2">職員に配偶者並びに扶養親族となる子が無い場合の扶養親族（父母等 1 人のみ）</td><td>9,000</td><td colspan="2">上記の父母等の額</td></tr>
</table>

附則別表第１１（号俸の切替表）

イ　一般職基本給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新　号　俸							
	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	

39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				

82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ロ　一般職基本給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新　　号　　俸			
	１級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30

39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	

81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		

123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

医療職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新　　号　　俸			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	

39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50		
67	55	51		
68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		
72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		

81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

教育職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸				
	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	2	
28	16	12	2	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	3	
32	20	16	3	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	4	
36	24	20	4	
37	25	21	5	
38	26	22	5	

39	27	23	5	
40	28	24	5	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	6	
44	32	28	6	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	7	
48	36	32	7	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	8	
52	40	36	8	
53	41	37	9	
54	42	38	9	
55	43	39	9	
56	44	40	9	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	10	
60	48	44	10	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	11	
64	52	48	11	
65	53	49	11	
66	54	50	12	
67	55	51	12	
68	56	52	12	
69	57	53	12	
70	58	54	12	
71	59	55	13	
72	60	56	13	
73	61	57	13	
74	62	58	13	
75	63	59	13	
76	64	60	14	
77	65	61	14	
78	66	62	14	
79	67	63	14	
80	68	64	14	

81	69	65	15	
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78	74		
91	79	75		
92	80	76		
93	81	77		
94	82	78		
95	83	79		
96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			
111	99			
112	100			
113	101			
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			

別表第１（第11条関係）

イ　一般職基本給表（一）

職務の級	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級	７ 級	８ 級	９ 級	10 級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			

45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							

97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								

ロ　一般職基本給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800

47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		

99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		
121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

別表第２（第11条関係）

医療職基本給表

職務の級	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
9	314,100	419,000	469,500	583,900	
10	317,600	420,500	471,300	586,200	
11	321,000	422,000	473,100		
12	324,400	423,500	474,900		
13	327,800	424,900	476,700		
14	331,300	426,400	478,500		
15	334,700	427,900	480,300		
16	338,100	429,300	482,100		
17	341,500	430,700	483,900		
18	344,600	432,200	485,800		
19	347,700	433,700	487,700		
20	350,800	435,100	489,600		
21	354,000	436,500	491,500		
22	357,100	438,000	493,200		
23	360,200	439,500	495,000		
24	363,200	440,900	496,800		
25	366,200	442,300	498,400		
26	368,500	443,700	500,200		
27	370,800	445,100	502,000		
28	373,000	446,500	503,600		
29	374,900	447,900	505,000		
30	376,600	449,300	506,700		
31	378,300	450,700	508,500		
32	380,100	452,100	510,200		
33	381,900	453,500	511,700		
34	383,700	454,900	513,000		
35	385,300	456,300	514,300		
36	386,700	457,700	515,600		
37	388,100	459,100	516,600		
38	389,600	460,800	517,900		
39	391,100	462,400	519,200		
40	392,600	464,000	520,500		
41	394,100	465,600	521,500		
42	394,800	466,800	522,300		
43	395,400	468,000	523,100		
44	396,100	469,100	523,900		
45	397,000	470,100	524,800		
46	397,600	471,100	525,600		
47	398,200	472,000	526,400		

48	398,800	472,800	527,100		
49	399,400	473,500	527,900		
50	399,900	474,200	528,700		
51	400,400	474,900	529,400		
52	400,900	475,500	530,300		
53	401,400	476,200	531,200		
54	401,800	476,900	532,000		
55	402,200	477,500	532,900		
56	402,600	478,100	533,800		
57	403,000	478,400	534,600		
58	403,400	479,000	535,500		
59	403,800	479,700	536,400		
60	404,200	480,400	537,100		
61	404,600	480,800	537,900		
62	405,000	481,400	538,800		
63	405,400	482,100	539,700		
64	405,800	482,800	540,600		
65	406,100	483,200	541,400		
66		483,800	542,300		
67		484,400	543,200		
68		484,900	544,100		
69		485,400	544,900		
70		485,900	545,800		
71		486,400	546,700		
72		486,900	547,600		
73		487,300	548,400		
74		487,800			
75		488,200			
76		488,700			
77		489,200			
78		489,800			
79		490,400			
80		490,800			
81		491,300			
82		491,900			
83		492,500			
84		493,000			
85		493,500			

別表第3(第11条関係)

教育職基本給表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000	563,800
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200	571,100
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600	577,100
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800	582,100
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700	586,100
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200	589,100
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500	591,400
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500	593,400
9	237,300	275,700	352,700	403,100	526,900	
10	239,100	277,700	354,700	404,200	532,300	
11	240,900	279,700	356,700	405,300	537,100	
12	242,700	281,700	358,700	406,400	541,500	
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700	
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600	
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400	
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800	
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800	
18	251,900	294,700	368,100	413,000		
19	253,200	297,400	369,500	414,100		
20	254,600	300,000	370,800	415,300		
21	256,000	302,600	372,100	416,300		
22	257,500	305,000	373,300	417,400		
23	259,000	307,400	374,500	418,500		
24	260,500	309,600	375,600	419,700		
25	262,000	311,800	376,700	420,600		
26	263,700	313,800	378,100	421,700		
27	265,400	315,800	379,400	422,800		
28	267,100	317,800	380,700	423,800		
29	268,600	319,800	382,000	424,800		
30	270,500	321,700	383,300	425,900		
31	272,400	323,600	384,600	427,000		
32	274,300	325,500	385,900	428,100		
33	276,100	327,300	387,200	429,100		
34	277,300	329,200	388,400	430,300		
35	278,500	331,100	389,600	431,500		
36	279,600	333,000	390,700	432,700		
37	280,600	334,700	391,800	433,400		
38	281,600	335,900	393,000	434,300		
39	282,700	337,000	394,100	435,200		
40	283,800	338,100	395,200	436,000		
41	284,600	338,700	396,300	436,800		
42	285,700	339,100	397,500	437,700		
43	286,800	339,500	398,700	438,600		
44	287,700	339,900	399,800	439,400		
45	288,300	340,500	400,800	440,100		
46	289,300	341,000	401,800	441,000		
47	290,200	341,500	402,800	442,000		
48	291,100	341,900	403,700	442,900		
49	292,100	342,300	404,900	443,800		
50	292,600	342,700	406,300	444,700		
51	293,100	343,100	407,700	445,700		
52	293,700	343,500	409,100	446,600		
53	294,200	343,900	409,900	447,600		

54	294,700	344,300	410,900	448,600		
55	295,000	344,700	411,900	449,500		
56	295,400	345,100	413,000	450,500		
57	295,800	345,500	413,900	451,400		
58	296,300	345,900	414,700	452,300		
59	296,800	346,300	415,500	453,200		
60	297,200	346,700	416,200	454,200		
61	297,600	347,100	416,900	455,000		
62	298,000	347,500	417,800	455,400		
63	298,400	347,900	418,600	456,000		
64	298,800	348,300	419,200	456,600		
65	299,200	348,700	419,800	457,300		
66	299,600	349,100	420,300	458,000		
67	300,000	349,500	420,700	458,300		
68	300,400	349,900	421,100	458,900		
69	300,800	350,300	421,400	459,300		
70	301,200	350,800	421,800	459,700		
71	301,600	351,200	422,100	460,100		
72	302,000	351,600	422,500	460,400		
73	302,400	351,900	422,800	460,700		
74	302,800	352,400	423,200	461,000		
75	303,200	352,800	423,600	461,500		
76	303,600	353,200	424,000	461,800		
77	304,000	353,600	424,300	462,100		
78	304,400	354,100	424,600	462,400		
79	304,800	354,600	425,000	462,700		
80	305,200	355,100	425,300	463,000		
81	305,500	355,600	425,600	463,300		
82	305,900	356,300	426,000	463,800		
83	306,300	357,000	426,300	464,100		
84	306,600	357,700	426,600	464,400		
85	306,900	358,300	426,900	464,700		
86	307,300	358,900	427,200			
87	307,700	359,500	427,500			
88	308,100	360,100	427,800			
89	308,600	360,600	428,100			
90	309,000	361,000	428,400			
91	309,400	361,400	428,700			
92	309,800	361,800	429,000			
93	310,200	362,200	429,300			
94	310,700	362,600	429,600			
95	311,200	363,100	429,900			
96	311,600	363,500	430,200			
97	311,800	364,100	430,500			
98	312,200	364,600	430,800			
99	312,600	365,000	431,100			
100	313,000	365,500	431,400			
101	313,200	365,900	431,700			
102	313,600	366,400	432,000			
103	313,900	366,700	432,300			
104	314,400	367,100	432,600			
105	314,800	367,600	432,800			
106	315,100	368,000				
107	315,400	368,500				
108	315,700	369,000				
109	315,900	369,400				
110	316,200	369,900				
111	316,600	370,300				
112	317,000	370,700				
113	317,300	371,100				
114	317,700	371,500				
115	318,000	371,900				

116	318,300	372,300				
117	318,600	372,700				
118	319,000	373,100				
119	319,400	373,500				
120	319,800	373,900				
121	320,000	374,200				
122	320,200	374,600				
123	320,400	375,100				
124	320,700	375,400				
125	321,000	375,800				
126	321,200	376,300				
127	321,500	376,800				
128	321,800	377,200				
129	322,100	377,600				
130	322,400	378,100				
131	322,800	378,600				
132	323,000	379,100				
133	323,200	379,600				
134	323,500	380,100				
135	323,800	380,600				
136	324,000	381,100				
137	324,300	381,600				
138	324,500	382,100				
139	324,800	382,600				
140	325,100	383,100				
141	325,400	383,600				
142	325,800					
143	326,200					
144	326,600					
145	326,800					
146	327,200					
147	327,500					
148	327,900					
149	328,100					
150	328,500					
151	328,800					
152	329,200					
153	329,400					
154	329,800					
155	330,200					
156	330,600					
157	330,800					

別表第４（第 11 条関係）

指定職基本給表

号	基本給月額
	円
1	716,000
2	772,000
3	829,000
4	908,000
5	979,000
6	1,049,000
7	1,122,000
8	1,191,000

別表第５（第 23 条関係）

勤務箇所	職員	調整数
国立大学法人総合研究大学院大学又はその他の国公私立大学大学院	左欄に置かれている研究科又は研究科以外の教育研究上の基本となる組織（以下「研究科等」という。）に在学する学生の指導に従事する助教	1
	助教以上の研究教育職員のうち，研究科等において，講義，演習，実験又は実習の指導を担当する者，又は主任として学生に対する研究指導を担当する者	2
	上記調整数２の適用を受ける者のうち，主任として４人以上の学生に対する研究指導を担当する者	3

別表第６（第 23 条関係）

教育職基本給表

職務の級	調整基本額
２級	10,500円。ただし，１号10,489円
３級	11,900円
４級	12,700円
５級	15,000円
６級	16,300円

別表第７（第25条関係）

職員の区分 期間の区分	手当の額	
	第１項第１号	第１項第２号
	円	円
１年未満	184,700	50,800
１年以上２年未満	184,700	50,800
２年以上３年未満	184,700	50,800
３年以上４年未満	184,700	50,800
４年以上５年未満	184,700	50,800
５年以上６年未満	184,700	50,800
６年以上７年未満	184,700	49,000
７年以上８年未満	184,700	47,200
８年以上９年未満	184,700	45,400
９年以上10年未満	184,700	43,600
10年以上11年未満	184,700	41,800
11年以上12年未満	184,700	40,000
12年以上13年未満	184,700	38,200
13年以上14年未満	184,700	36,400
14年以上15年未満	184,700	35,000
15年以上16年未満	184,700	33,600
16年以上17年未満	183,100	32,200
17年以上18年未満	181,500	30,800
18年以上19年未満	179,900	29,400
19年以上20年未満	178,300	28,000
20年以上21年未満	176,700	26,600
21年以上22年未満	167,500	26,000
22年以上23年未満	157,700	25,400
23年以上24年未満	148,600	24,400
24年以上25年未満	138,900	23,800
25年以上26年未満	129,700	23,200
26年以上27年未満	118,700	22,600
27年以上28年未満	108,300	22,000
28年以上29年未満	98,000	21,200
29年以上30年未満	87,000	20,900
30年以上31年未満	76,400	20,500

31年以上32年未満	65,300	19,900
32年以上33年未満	54,900	19,000
33年以上34年未満	40,700	18,100
34年以上35年未満	27,500	17,400

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は，採用の日以後の期間を示す。

別表第８（第27条関係）

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の20
	立川市	100分の14
千葉県	柏市	100分の８
静岡県	三島市	100分の５